

JeSU 公認国際大会規約

一般社団法人日本 e スポーツ連合（以下、JeSU）は、e スポーツに係る国際大会（以下、国際大会）の選定・認定、選手の登録・派遣、窓口業務等について以下のとおり定めるものとする。

1 国際大会の定義

国際大会とは、複数の国や地域から選手が参加する e スポーツに係る大会とする。なお、国際大会の主催団体は JeSU のほか下記のいずれかに該当する団体であるものとする。

- (1) 国際スポーツ団体（IOC、GAISF など）
- (2) 国際 e スポーツ団体（IeSF、AESF など）
- (3) その他 JeSU の理事会が特に認める団体

2 国際大会の条件

- 2.1 JeSU 公認大会規約、2.1.1 に則り、当該国際大会で使用するゲームタイトルに関わるすべての IP ホルダーが承認した大会であることを条件とする。
- 2.2 2.1 の条件を満たす限り、JeSU 非公認タイトル（ただし、日本国内でリリースされているものに限る）が採用されている国際大会も公認の対象とする。
- 2.3 国際大会の認定については、主催団体の承認を得たうえで、JeSU の理事会で決定する。

3 選手派遣

3.1 窓口の委任

JeSU が主催団体から国際大会の選手派遣の日本での窓口業務等を委託された場合、JeSU はすべての派遣選手の管理を行うことが出来るものとし、その詳細については主催団体と協議の上で別途定めるものとする。

3.2 窓口委任以外の選手派遣

主催団体からの窓口業務等の委託がない場合においても、主催団体並びに選手が認めた場合において JeSU が選手の派遣を支援することが出来る。

4 派遣選手の条件

- 4.1 国際大会に派遣する選手は、原則として、ジャパン・e スポーツ・プロライセンスまたはジュニアライセンスを所持している者又は5に定める JeSU 国際大会選手登録を行った者とする。
- 4.2 派遣選手が選定された際に、当該派遣選手がジャパン・e スポーツ・プロライセンスまたはジュニアライセンスを所持していない場合、IP ホルダーは当該派遣選手を推薦する事ができ、JeSU はかかる推薦を承認することにより、ジャパン・e スポーツ・プロライセンスまたはジュニアライセンスを発行できるものとする。
- 4.3 派遣選手が何らかの事情によりジャパン・e スポーツ・プロライセンスまたはジュニアライセンスの取得を行えなかった場合、JeSU は、当該派遣選手について

JeSU 国際大会選手登録を行うことができるものとする。

4.4 当該国際大会で使用するゲームタイトルが JeSU 公認タイトルでない場合、JeSU は派遣選手について、JeSU 国際大会選手登録を行うものとする。

4.5 派遣選手が選定された際に、すでにジャパン・eスポーツ・プロライセンスまたはジュニアライセンス所有者であった場合は追加での JeSU 国際大会選手登録は行わないものとする。

5 JeSU 国際大会選手登録

5.1 年齢制限は、原則として国際大会及び JeSU の定めるレギュレーションに則るものとする。

5.2 満 20 歳未満の者への登録は、事前の親権者の同意を必要とする。

5.3 登録時は本名とし、その他の登録内容について、以下の通りとする。

- ・氏名（本名）
- ・住所
- ・生年月日
- ・メールアドレス
- ・電話番号
- ・所属チーム/マネジメント会社
- ・IGN（プレイヤーネーム）
- ・顔写真
- ・パスポートのコピー

※登録内容に変更があった場合は、必ず申請し登録情報の更新を行うものとする。

5.4 国際大会期間中、JeSU の指定するウェブサイトには本名および IGN と顔写真を掲載するものとし、その利用の詳細については JeSU が定めるものとする。

5.5 国際大会期間中のイベントについては、大会主催者の承認がある限り、事前に JeSU に通知することにより、本名ではなく IGN も使用できるものとする。

5.6 JeSU 国際選手登録の資格を得た者は、登録申請時に反社会的勢力の排除等に関する誓約書を提出するものとする。

5.7 JeSU 国際選手登録の資格を得た者は、JeSU の指定するところに従って、ドーピング禁止、納税方法、競技におけるスポーツマンシップなど、eラーニングによる講習を受けるものとする。

5.8 誓約書その他 JeSU が定める規定に反する行為（チート行為などを含む）を行った選手は、JeSU において協議の上で、JeSU 国際選手登録の取り消し処分を課される場合がある。

6 支援内容

6.1 JeSU が相当と認める内容、範囲において、大会に関する宿泊費、交通費を JeSU が選手に代わり負担するものとする。

7 JeSU 主催の国際大会について

7.1 JeSU は、JeSU 公認大会規約に則り、国際大会を主催することができるものとする。

7.2 選手の招集方法、ライセンスの取り扱いについては IP ホルダーと協議の上、決定する。

7.3 海外から参加する選手についての賞金付与、ライセンス付与の方法については、日本国内の法令に則り、IP ホルダーと協議の上、決定する。

8 規約の改訂等

- 8.1 JeSU は、この規約に定めのない事項については別途詳細を定め、また、この規約を随時変更することができるものとし、この規約を随時変更することができるものとし、変更後の規約については、ウェブサイト、電子メール、書面その他 JeSU が適切と判断する方法により通知した時点からその効力を生じるものとする。

〈付則〉

平成30年 8 月 9 日制定、施行